

第3章 バリアフリーに関する課題の整理

バリアフリーに関する課題を整理し、その対応策を検討するため、区民部会及び事業者部会を開催しました。その検討結果は、以下のとおりです。

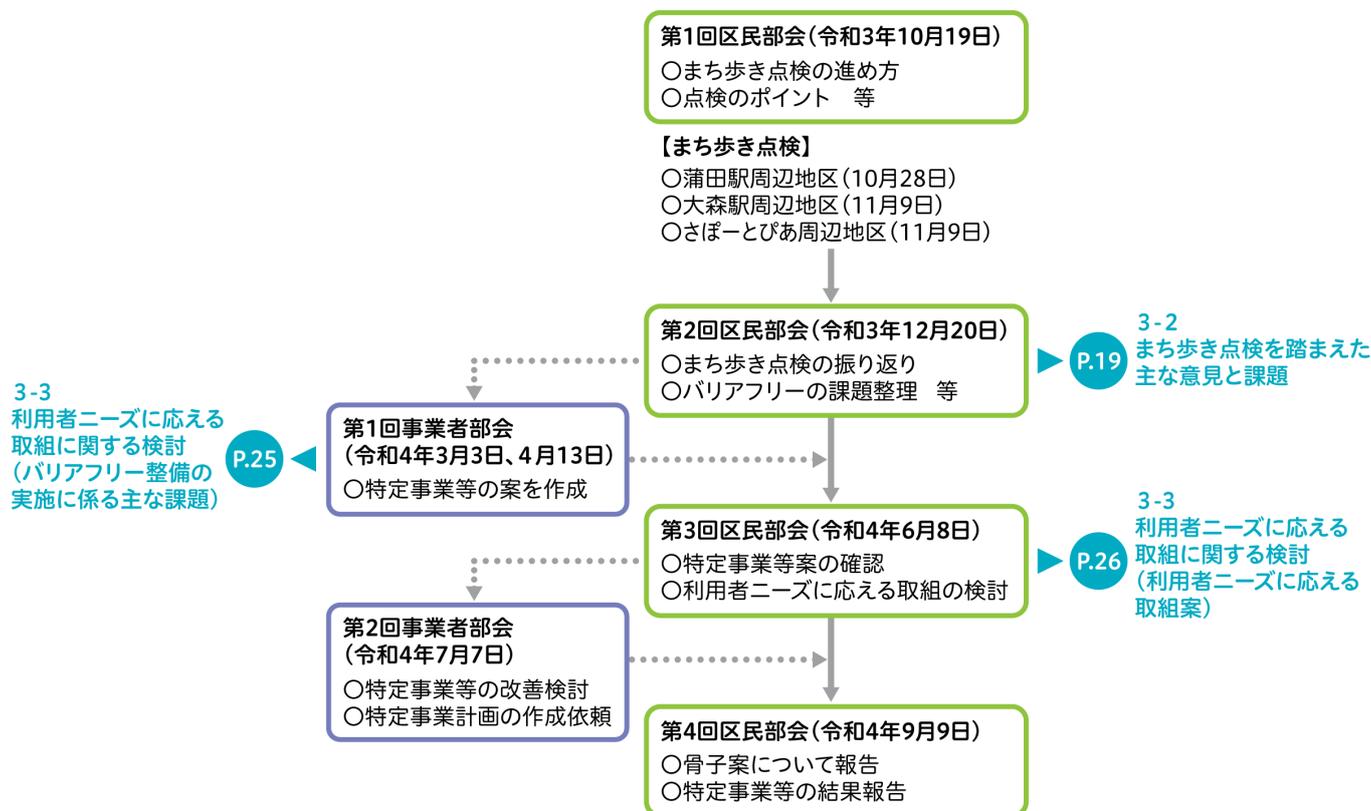
3-1 区民部会・事業者部会による検討の流れ

令和3年10月の第1回区民部会において、まち歩き点検の進め方やポイントの確認を行い、同年10・11月にまち歩き点検を行いました。その結果を踏まえ同年12月の第2回区民部会で、まち歩き点検の振り返りを行うとともに、バリアフリーに関するハード・ソフト両面の課題整理を行いました。

その課題整理をもとに、事業者部会において、特定事業等の案を作成し、令和4年6月の第3回区民部会で、特定事業等の案の確認を行い、事業者から対応困難と回答のあった事業について代替案を検討しました。

さらに、その代替案について事業者部会で検討を行い、令和4年9月の第4回区民部会で、事業者による検討結果の報告を受け、これについて確認しました。

図 区民部会・事業者部会による検討の流れ



3-2 まち歩き点検を踏まえた主な意見と課題

まち歩き点検及び区民部会における意見を踏まえ、バリアフリーに関する課題を整理しました。主な意見と課題は、以下のとおりです。



区民部会の様子



区民部会における主な意見

(1) 鉄道駅

- 一つの駅において、ホームドアの有無は統一されていた方が良い。(視覚障がい者)
- 東急線にはセンサー付固定式ホーム柵が設置されているが、可能な限りホームドアを整備してほしい。(知的障がい者の家族)
- 大森駅の北口はエスカレーターやスロープがない。(高齢者)
- 駅でWi-Fiが使えるようにしてほしい。(聴覚障がい者)

【主な課題】

- ホームドア等の設置
- 各方面出入口からホームまでの経路のバリアフリー化
- Wi-Fi等、情報提供環境の改善とその周知



大森駅のホーム



大森駅の北口の階段

(2) バス停

- 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。(視覚障がい者)
- 屋根が設置されていない。(聴覚障がい者、知的障がい者の家族)
- 屋根がバスの出入口をカバーできていない。(知的障がい者の家族)

【主な課題】

- バス停を示す視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置
- 設置可能な箇所におけるバス停の屋根の改善・設置



視覚障がい者誘導用ブロックが
設置されていないバス停
(京急蒲田駅入口)



屋根のないバス停
(大森駅山王口)

(3) 道路（交通安全施設を含む）

- 路面に凹凸、段差及び勾配がある。（高齢者）
- グレーチングの隙間が大きく、白杖が溝に挟まる。（視覚障がい者）
- 全体的に狭い道が多く、ガイドヘルパーと並んで歩くことができない。（視覚障がい者）
- 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。（視覚障がい者）
- エスコートゾーンや音響式信号機が設置されていない。（視覚障がい者）
- 電柱や植栽等、歩道に障がい物がある。（高齢者、肢体不自由者、視覚障がい者）
- 歩道がない道路について、ペンキ等の足ざわりで白線の内と外がわかると良い。（視覚障がい者）

【主な課題】

- 道路の維持管理・保全
- 歩道の路面の凹凸、段差及び勾配の改善
- 歩道の有効幅員の確保
- 視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置
- エスコートゾーン・音響式信号機の設置
- 看板・商品等、歩道の障がい物の排除
- 歩道がない道路での歩行空間の改善



歩道と車道の境にある段差
(第一京浜)



白杖が溝に挟まるグレーチングの大きい隙間
(御園踏切付近の道路)

(4) 建築物

- 段差等により、道路から建物出入口までの経路がバリアフリー化されていない。(車いす使用者)
- 道路から受付までの視覚障がい者誘導用ブロックがない。(視覚障がい者)
- オストメイト用設備がない。(高齢者、精神障がい者の家族)
- 一般トイレに聴覚障がい者向けの非常時を知らせるランプがない。(聴覚障がい者)
- 車いす使用者用トイレに異性介助のためのカーテンがない。(肢体不自由者、知的障がい者の家族)
- トイレのマークは共通なものにしてほしい。デザインされたものはわかりにくい。(高齢者、知的障がい者の家族)
- ベビーチェアやベビーベッドがない。(高齢者)

【主な課題】

- 道路から建物出入口までの経路のバリアフリー化
- 視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置
- オストメイト対応トイレの設置
- トイレで緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置
- トイレでの異性介助のための設備の改善
- サインの見やすさ、わかりやすさの改善
- 子育て支援環境の整備



段差のある出入口
(入新井第四小学校)



ベビーチェアやベビーベッドのないトイレ
(蒲田図書館)

(5) 人的対応・サービス【ソフト面】について

- 駅や施設に、筆談用具が用意されていない。また、用意されている場合でも、その旨の表示がない。(聴覚障がい者)
- ハザードマップに掲載されている施設について、バリアフリー情報を表記してほしい。ホームページでは見られるが、利用環境がない場合もある。(高齢者、知的障がい者の家族)
- 各施設に、何かわからないことがある場合は、聞くことのできるコーナーがあると良い。(高齢者、精神障がい者の家族)
- 駅構内を案内してもらいたいが、駅員が少なく、待たされる場合がある。(視覚障がい者)

【主な課題】

- 筆談用具及び表示の設置
- 受付や窓口等における高齢者、障がい者等への適切な対応
- 多様な情報へのアクセス手段の確保
- 事故・災害時の障がい者対応の改善



筆談用具はあるが、その旨の表示がない
(梅屋敷駅)



窓口における高齢者、障がい者等への適切な対応
として、タブレットを用いた文字や音声による説明
(大田区役所)

(6) 教育や研修等について

- 全ての小学校に、心のバリアフリーの啓発冊子を配布してほしい。(視覚障がい者)
- 従業員に高齢者、障がい者に対する呼びかけの教育をしてほしい。(視覚障がい者)
- 遠隔手話通訳を店舗等で役立ててほしい。(聴覚障がい者)
- 当事者が参加したワークショップで研修を行ってほしい。(知的障がい者の家族)
- 駅等におけるアナウンスの際、障がい者を物扱いはしないでほしい。(知的障がい者の家族)
- スピードを出している自転車が多い。(聴覚障がい者)
- 放置自転車によって歩行空間が減少している。(高齢者)
- 歩行者レーンに自転車が通る等、マナーが悪い。(高齢者、知的障がい者の家族)

【主な課題】

- 心のバリアフリーの普及啓発
- 従業員等に対する接遇教育
- 遠隔手話通訳等、ソフト対応策に関する周知
- 当事者参加による教育・研修の普及促進
- 設備やサービスの改善に関する当事者参加による点検
- 自転車利用のルールとマナーの周知
- 放置自転車対策



体験学習による心のバリアフリーの普及啓発
(区内の小中学校)



当事者参加による教育・研修の普及促進
(平成 27 年度事業者部会)

3-3 利用者ニーズに応える取組に関する検討

3-2で示した区民部会における主な意見と課題を踏まえ、特定事業等の案を作成し、各事業者へ対応の可否について検討を依頼しました。

事業者からの回答の中には、施設の構造等の理由により、バリアフリー整備を実施するまでに時間を要する等の課題がありました。

課題については、PDCAサイクルにより、見直しを継続的に行い、また、特定事業に並行して実施することとして、区民部会において、施設等の利便性・安全性の向上を図ることを目的とした「利用者ニーズに応える取組案」を検討しました。検討結果等は、以下のとおりです。



区民部会の様子（その1）



区民部会の様子（その2）

【バリアフリー整備の実施に係る主な課題】

- 建物の構造上、出入口の幅を広げることができない。
- 建物の構造上、エレベーターを設置できない。
- 車いす使用者用トイレを設置するスペースが確保できない。
- 車いす使用者用トイレ内に、オストメイト用汚物流し、大型ベッドを設置するスペースが不足している。
- 授乳室を設置するスペースが確保できない。
- 大規模な改修が必要となるため、現状では対応できない。
- 時期は未定だが、大規模改修の見込みがある。

【利用者ニーズに応える取組案】

(1) 移動・利用について

| 実施困難な事業 | 利用者ニーズに応える取組案 |
|---|----------------------------------|
| 大型ベッドの設置 ベビーベッドの設置 授乳できる場所 おむつ交換のできる場所 | 空き会議室等のスペースを貸し出し、貸出についての表示を設置する。 |
| 異性介助のためのカーテンの設置 | 視線を遮ることができる衝立等を貸し出す。 |

(2) コミュニケーションについて

| 実施困難な事業 | 利用者ニーズに応える取組案 |
|------------|--------------------------------------|
| ローカウンターを設置 | 車いす等に座ったまま、ひざの上で書類を記入できる簡易型記帳台を貸し出す。 |
| 案内板の設置 | 簡易案内図を作成し、配布する。 |

第4章 基本的な取組方針

基本的な取組方針は、「第3章 バリアフリーに関する課題の整理」を踏まえ、定めます。

4-1 施設と経路のバリアフリー化の取組方針

施設と経路のバリアフリー化の取組方針は、令和2年3月に策定した「大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針」における移動等円滑化の取り組みの基本方針を基に、3-2の課題を踏まえたものとしします。

(1) 公共交通

① 鉄道駅

- 駅では、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備等のさらなる安全性及び利便性の向上に努めます。
- 駅では、プラットホームから主要な出入口（線路を挟んで両側に出入口がある駅では、それぞれの出入口）まで、バリアフリー化された経路を確保します。
- 駅のプラットホームでは、円滑な乗降のため列車との段差及び隙間をできる限り小さくするとともに、ホームドアの設置等による転落防止を図ります。

② バス乗り場等

- バス乗り場では、屋根やベンチの設置などの整備を進めます。
- バス車両のバリアフリー化を進めます。



ホームドアの設置（大森駅）



バス乗り場に屋根やベンチを設置
（京急蒲田駅バス停）

(2) 道路等

- 歩道は、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に移動できる構造とします。
- 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- 車いす使用者やベビーカー使用者がバスに円滑に乗降できるように、バス事業者と連携して、バス停付近の歩道等の整備を進めます。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置に併せて、横断歩道にバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンを設置します。



安全で快適に移動できる歩道の整備
(蒲田駅西口駅前)



横断歩道にエスコートゾーンを設置
(蒲田駅東口駅前)

(2) 建築物

- 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を連続的に確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
- 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるように努めるとともに、移動を支援する案内情報をわかりやすく提供します。
- トイレの設置にあたっては、建築物の用途及び規模に応じて、車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビチェアやベビーベッドの設置されたトイレ、大型ベッドの設置されたトイレ、異性介助等に配慮した男女共用トイレなど、利用者利用者のニーズに配慮します。
- トイレ内の異性介助に配慮した設備やフラッシュライトの設置など、高齢者、障がい者等が利用しやすい施設を整備します。



オストメイト用汚物流しの設置
(志茂田中学校)



トイレ内にフラッシュライトを設置
(蒲田図書館)

(4) ソフト面

- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、自転車の駐車、看板・商品等の歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行います。
- 横断歩道やバス停留所付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
- 自転車駐車場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。



放置自転車の撤去



自転車利用に関するルールの周知

4-2 心のバリアフリーに関する取組方針

◆「心のバリアフリー」とは

施設や経路のバリアフリー化といったハードの整備が進んでも、高齢者、障がい者等に対して、区民一人ひとりがその特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現するためには、「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、次の3点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとされています。

【「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイント】

- ①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ②障がいのある人（及びその家族）への差別を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

出所：「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）より抜粋

◆「障がいの社会モデル」とは

障がい者が日常・社会生活で受ける制限は、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものという考え方を「障がいの社会モデル」といいます。

この障がいの社会モデルの考え方は、2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において提示され、日本では条約の締結にあたり、2011年に改正された「障害者基本法」で明確化され、2013年に制定された「障害者差別解消法」で具体化されています。

障がい者にとって社会にある障壁は、事物、制度、慣行、観念等の様々なものがあり、日常生活や社会生活において相当な制限を受ける状態をつくっており、社会や環境のあり方・仕組みが“障がい”を作り出していることを理解し、社会の責務として、この障壁を取り除いていく必要があります。

このような考え方に従い、高齢者、障がい者等の利用者の立場に立ち、社会的障壁をなくすためには、ハード面におけるまちのバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーを推進していくことも必要です。

心のバリアフリーを推進していくためには、一人ひとりの中に心のバリアフリーに関する意識を芽生えさせ、育てていくことが必要であり、そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要です。

区民、事業者、区（行政）がお互いに連携しながら、心のバリアフリーを推進するため、以下の取組を進めます。

(1) 区民

- 自転車を適切な場所に止める、道路に商店の看板を置かないなど、ルールを守り、マナーの向上に努めます。
- 「困っているときにどのような支援をすればよいのか」など、高齢者、障がい者等への接し方、支援の方法などを習得し、理解と協力を深めます。
- 高齢者、障がい者等の困難さや困りごとを体験し理解する機会や学習の場への参加や、バリアフリーに関する活動への参加など、一人ひとりが自発的にバリアフリーへの取組に努めます。
- 一方、障がい当事者団体は、区や学校とお互いに連携しながら、心のバリアフリーの普及啓発を進めます。

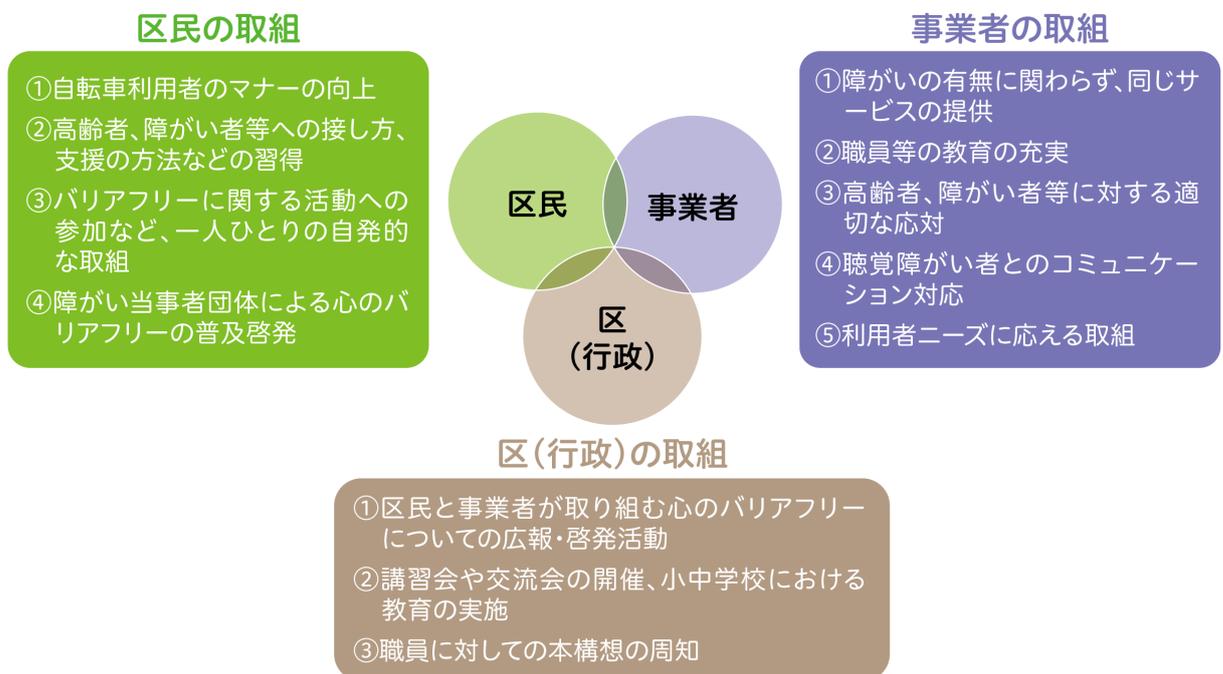
(2) 事業者

- 障がいの社会モデルの観点に立ち、障がいの有無に関わらず、すべての利用者に対し同じサービスが提供できるように努めます。
- 移動や施設の利用を手助けするための知識や技術を身につける研修など、職員教育の充実に取り組みます。
- 高齢者、障がい者等の移動や施設の利用における困りごとを理解し、適切な対応ができるよう取り組みます。
- 聴覚障がい者とのコミュニケーションについて、声のかけ方を理解するとともに、筆談ボード等を用意して筆談対応を進めます。
- 事業の実施だけでなく、利用者ニーズに応える取組も並行して行い、施設等の利便性・安全性の向上を図ります。

(3) 区(行政)

- 区民等と事業者が取り組むべき心のバリアフリーについて、講演会の実施など、啓発・広報活動を進めます。
- 講習会や交流会の開催、区立の小中学校における教育の実施など、区民等の具体的な行動につなげるための支援を進めます。
- 本構想の考え方や取組について庁内で共有するため、職員に対し本構想の周知を図ります。

図 区民・事業者・区(行政)が連携した心のバリアフリーの推進



第5章 特定事業等の設定

5-1 特定事業等の概要

5-1-1 はじめに

(1) 位置づけ

大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランでは、事業者アンケートや区民部会におけるまち歩き点検の結果等から、バリアフリーに関する課題を抽出し、区民部会での確認や事業者による対応策の検討を経て、ハード整備への対応が可能か困難かにより、「特定事業・その他の事業」と「今後実施すべき事項」の2つに区分しています。

「今後実施すべき事項」は、事業者が検討を行っているが実施時期が未定なものや10年以内に実施が難しいものです。引き続きハード整備の実施に向けた取組が必要です。

表 特定事業等の位置づけ

| 区分 | | 内容 |
|-------|-----------|---|
| 特定事業等 | 特定事業 | ○バリアフリー法で定める特定事業のうち、1 公共交通特定事業、2 建築物特定事業、3 道路特定事業、4 交通安全特定事業、5 教育啓発特定事業の5つの事業 |
| | その他の事業 | ○特定事業と併せて実施する、その他の事業 |
| | 今後実施すべき事項 | ○検討を行っているが時期が未定な事業や10年以内には実施が難しい事業等 |

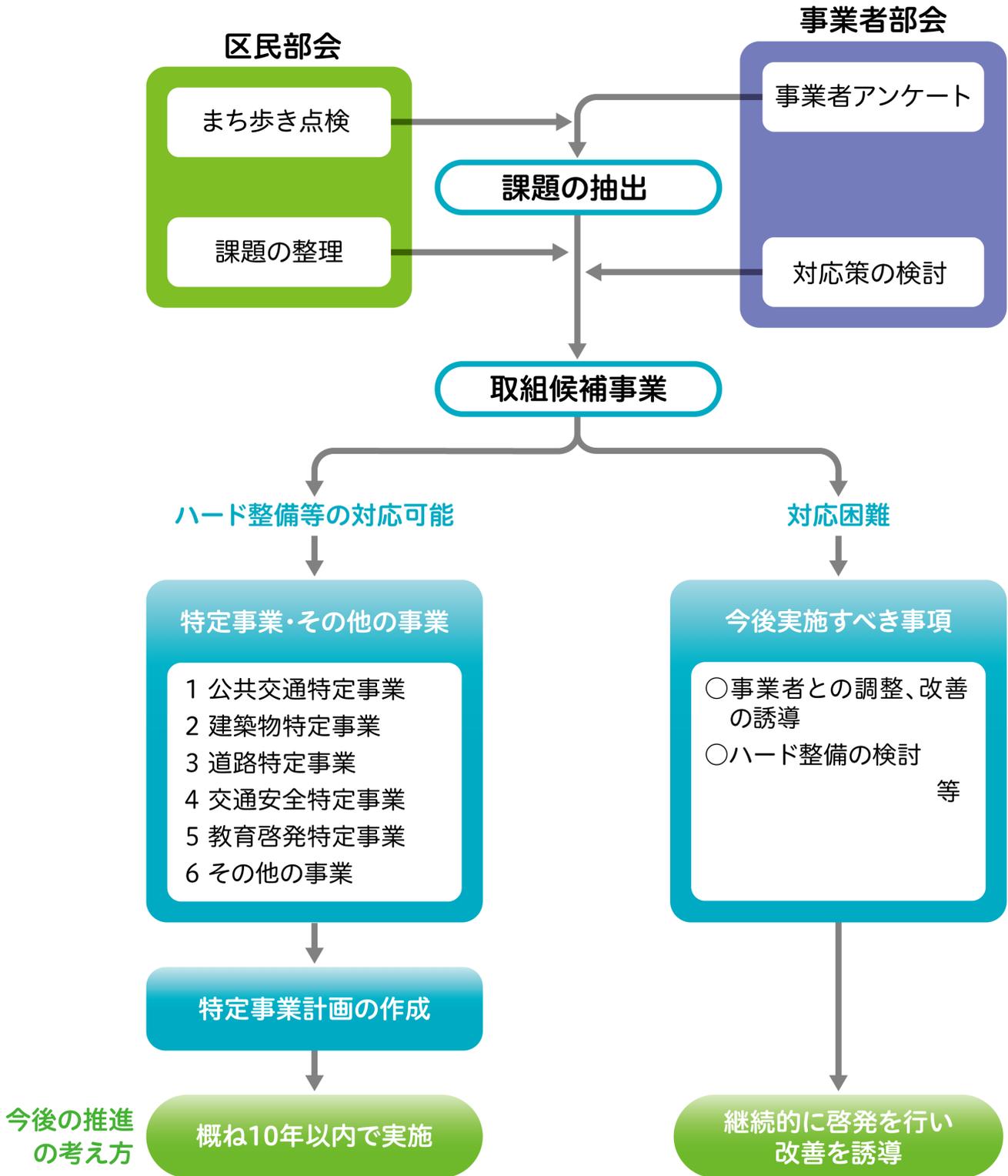
(2) 特定事業等の今後の推進の考え方

特定事業等の今後の推進の考え方は、以下のとおりです。

- 特定事業・その他の事業：特定事業計画を作成し概ね10年以内で実施
- 今後実施すべき事項：区が継続的に啓発を行い改善を誘導

大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランでは、これらについて具体内容を記載（P40～P69）し、進捗管理を行います。

図 事業種別の検討の流れと今後の推進の考え方

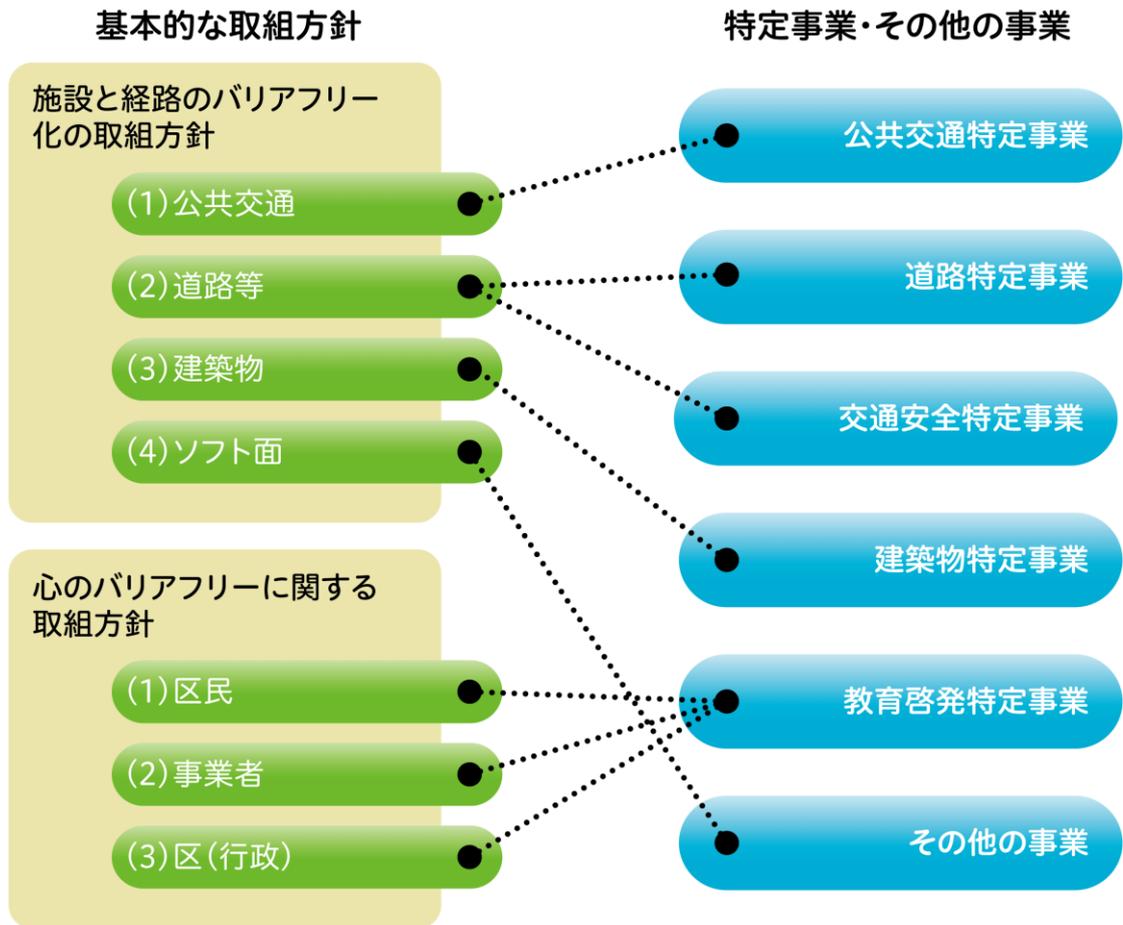


(3) 特定事業・その他の事業

① 基本的な取組方針との関係

特定事業・その他の事業については、「第4章 基本的な取組方針」を踏まえて設定しました。具体的な関係は、以下のとおりです。

図 特定事業・その他の事業と基本的な取組方針の関係



②特定事業・その他の事業の概要

特定事業とは、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業であり、バリアフリー法第2条で定める主としてハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業等）と、令和2年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のことを指します。

本構想に定めた特定事業については、特定事業計画の作成とその計画に基づく事業の実施が、バリアフリー法において義務付けられています。

表 特定事業・その他の事業の概要

| 区分 | 内容 | |
|--------|--|---|
| 特定事業 | 公共交通特定事業 | ○特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、案内表示等）の整備、これに伴う構造の変更 |
| | 道路特定事業 | ○道路におけるバリアフリー化のための施設等（歩道、案内標識、車止めの反射テープ等）の設置 ○バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の段差、勾配の改善等） |
| | 建築物特定事業 | ○特別特定建築物（特別支援学校、官公署等、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なもの。特定建築物と重複する施設もある。）における建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設）のバリアフリー化の整備 ○全部又は一部が生活関連経路である特定建築物（公共用歩廊等）における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 |
| | 交通安全特定事業 | ○高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機 ○歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等 ○生活関連経路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等） |
| | 教育啓発特定事業 | ○移動等円滑化に関する児童や学生などの理解を深めるための研修やセミナーなどの実施（学校と連携して行う教育活動、学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室、障がい当事者によるセミナー、旅客施設等におけるバリアフリー教室、障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会や公共交通事業者等の従業員を対象とした研修等） ○移動等円滑化の促進に関する理解の増進又は啓発活動の実施（優先席や車いす利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等） |
| その他の事業 | ○特定事業と併せて実施する事業で、看板等の道路上へのはみだし解消、自転車利用のルールとマナーに関する啓発活動など | |

5-1-2 特定事業の設定の方針

(1) 生活関連施設の特定事業設定の方針

生活関連施設の特定事業設定における方針を以下のとおり定めます。

- ①各特定事業候補（ア. 共通事項、イ. 用途別、ウ. ソフト面）について、事業の可否に係る検討を行う。

方針：事業者との調整にあたって、共通の特定事業候補（ア. 共通事項、イ. 用途別、ウ. ソフト面）を設け、総合的な水準向上を目指す。

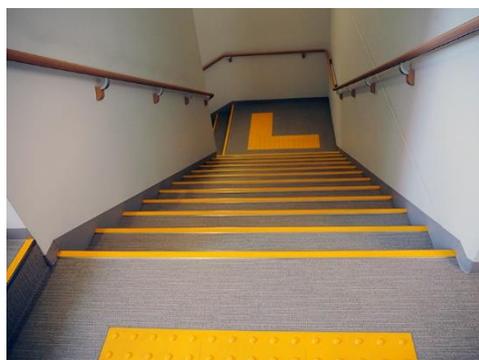
ア. 共通事項

生活関連施設の特定事業候補（共通事項）

- 道路及び駐車場から建物出入口までのバリアフリー化
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- 階段の段鼻の視認性の改善
- エレベーターの設置
- オストメイト対応トイレの設置
- 車いす使用者用トイレの設置
- トイレで緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置
- トイレでの異性介助のための設備の改善
- 子育て支援環境の整備
- サインの見やすさ、わかりやすさの改善
- 駐車場がある施設における、障がい者等の乗降に配慮した駐車スペースの確保



道路から建物出入口までのバリアフリー化
(志茂田福祉センター)



階段の段鼻の視認性の改善
(志茂田福祉センター)

イ. 用途別

以下の特定事業候補は、施設の用途に応じて実施の可否に係る検討を行う。

生活関連施設の特定事業候補（用途別）

- 高齢者、障がい者等に配慮した高さのカウンターや記載台の設置【公共・公益施設、医療施設等】
- 待合での呼出し等のわかりやすさの改善【公共・公益施設、医療施設等】
- 災害時に避難所となる施設のバリアフリー化【教育施設等】
- 車いす利用者用客室のバリアフリー化【宿泊施設】



高齢者、障がい者等に配慮した高さの
カウンターの設置（矢口特別出張所）



災害時に避難所となる施設の
バリアフリー化（新宿小学校）

ウ. ソフト面

人的対応・サービスや教育・研修等、ソフト面の取組については、以下の特定事業候補を中心に、実施の可否に係る検討を行う。

生活関連施設の特定事業候補（ソフト面）

- 受付や窓口等における高齢者、障がい者等への適切な対応
- 多様な情報へのアクセス手段の確保
- 従業員等に対する接客教育の実施



窓口における聴覚障がい者への筆談対応
（大森地域庁舎）



従業員等に対する接客教育の実施

②未実施事業のある施設や新規施設において、「特定事業の再編成」を行う。

方針：未実施事業のある施設について、今回の改定において再編成を行う。

新規施設について、上記のとおり特定事業の実施可否を検討する。

(2) 生活関連経路の特定事業設定の方針

生活関連経路の特定事業設定における方針を以下のとおり定めます。

① 生活関連施設につながる経路を必ず 1 路線は設けるものとする。

方針：1 路線の確保を優先して行い、複数路線（回遊性）は次の段階で検討する。

② 高齢者・障がい者団体と実施するまち歩き点検にて意見を受けた経路を「指摘箇所」と位置づけ、以下の特定事業候補について、事業の可否に係る検討を行う。

生活関連経路の特定事業候補

- 歩道部の路面の凹凸、段差の改善
- 歩道部の勾配の改善
- 視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置
- エスコートゾーン・音響式信号機の設置
- 歩道部の障がい物への対応（看板・商品等）
- 歩道部がない道路での歩行空間の改善



歩道部の路面の凹凸の改善
(環八通り)



音響式信号機の設置
(神社通り)

方針：「まち歩き点検を実施した経路」を特定事業の対象とする。

「まち歩き点検を実施していない経路」については、継続的に点検を実施し、特定事業の候補を抽出していく。

③ 未実施事業のある経路や新規経路において、「特定事業の再編成」を行う。

方針：未実施事業のある経路について、今回の改定において再編成を行う。

特定事業か今後実施すべき事項のいずれかを設定する。

新規経路のうち、「まち歩き点検を実施した経路」で特定事業の実施可否を検討する。

5-2 蒲田駅周辺地区における特定事業等

5-2-1 特定事業・その他の事業

(1) 公共交通特定事業

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------|----------|-------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| JR 蒲田駅 | ホームドアの設置 | 東日本旅客鉄道株式会社 | | ○ |
| 梅屋敷駅 | ホームドアの設置 | 京浜急行電鉄株式会社 | ○ | |

(2) 道路特定事業

ア 国道

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|---------|---------------------|--------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 国道 15 号 | 階段のすべり止めの改善 | 国土交通省東京国道事務所 | ○ | |
| | 歩道の段差・勾配の改善 | | ○ | ○ |
| | 視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置 | | ○ | ○ |

イ 都道

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|-------|---------------------|------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 多摩堤通り | 歩道の段差・勾配の改善 | 東京都第二建設事務所 | ○ | ○ |
| | 視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置 | | ○ | ○ |

ウ 区道

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|------------------|---------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 大田区道 10-21 号線 | 外側線の改善 | 大田区 | ○ | |
| | 溝蓋の改善 | | ○ | |
| 8-151 号線 | 自転車への注意喚起の設置 | | ○ | |
| 8-7 号線 | 自転車への注意喚起の設置 | | ○ | |
| 8-2 号線 | 自転車注意の路面表示の設置 | | ○ | |

(3) 交通安全特定事業

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------|-------------------------------|--------------|-------------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 生活関連経路 | バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式等）の整備 | 東京都 公安委員会 | 順次実施 | |
| | エスコートゾーンの整備 | | 必要に応じ 実施 | |
| | 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化 | | 順次実施 | |
| | 違法駐車車両の指導取締り等 | | 順次実施 | |

(4) 建築物特定事業

ア 公共・公益施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|------------------|-----------------------------|--------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 蒲田地域庁舎 | 階段の段鼻の視認性の改善 | 大田区 | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| 蒲田西特別出張所 | 出入口までの経路の段差解消 | 大田区 | ○ | |
| | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | | ○ | |
| | 出入口の幅員の確保 | | ○ | |
| | 案内板の設置 | | ○ | |
| | 音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 | | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |
| | エレベーターの設置 | | ○ | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | | ○ | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | | ○ | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| | 授乳室の設置 | | ○ | |
| おむつ交換のできる場所の設置 | ○ | | | |
| 車いす使用者用駐車スペースの設置 | ○ | | | |
| 蒲田税務署 | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | 国税庁 東京国税局 | ○ | |

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|---------------|---------------------|-----------------------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 蒲田警察署 | 筆談対応の表示の設置 | 警視庁 | ○ | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| 大田区シルバー人材センター | サインの設置 | 公益社団法人 大田区シルバー 人材センター | ○ | |
| | 筆談対応の表示の設置 | | ○ | |
| 蒲田郵便局 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 日本郵便 株式会社 | ○ | |
| 蒲田駅前郵便局 | 出入口までの経路の段差解消 | 日本郵便 株式会社 | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| 大田東矢口三郵便局 | ローカウンターの設置 | 日本郵便 株式会社 | ○ | |
| | 筆談対応の表示の設置 | | ○ | |

イ 福祉・医療施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|---------------|---------------------|------------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 大田区社会福祉センター | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| 東蒲田老人いこいの家 | 案内板の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 筆談対応の表示の設置 | | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |
| 志茂田福祉センター | 施設内の案内の改善 | 大田区 | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| 地域包括支援センター蒲田 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| 地域包括支援センター西蒲田 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| 地域包括支援センター新蒲田 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| 若葉眼科病院 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 医療法人社団 善春会 | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| 東京蒲田病院 | 筆談対応の表示の設置 | 医療法人社団 森と海 東京 | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |

ウ 文化・教養施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------------|-----------------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 大田区産業プラザ PiO | 筆談対応の表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | | ○ | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | | ○ | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| 区民ホール・アプリコ | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | 大田区 | ○ | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| 消費者生活センター | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | 大田区 | ○ | |
| | 出入口までの経路を案内する表示の設置 | | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | | ○ | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| 蒲田駅前図書館 | トイレにベビーチェアの設置 | 大田区 | ○ | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | | ○ | |
| | トイレを案内するサインの設置 | | ○ | |
| 蒲田図書館 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 | ○ | |
| | トイレを案内するサインの改善 | | ○ | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | 授乳及びおむつ交換のできる場所の確保 | | ○ | |
| 北蒲広場 | 受付やエレベーターを案内するのサインの改善 | 大田区 | ○ | |
| | 記載台付近のスペースの改善 | | ○ | |
| | 筆談対応の表示の設置 | | ○ | |
| | トイレの表示の設置・改善 | | ○ | |

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|------------------|--------------------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 新蒲田区民活動施設 | 出入口までの経路の段差解消 | 大田区 | ○ | |
| | 道路から案内板、トイレまでの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | | ○ | |
| | 出入口の幅員の確保 | | ○ | |
| | ローカウンターを設置 | | ○ | |
| | 案内板の設置 | | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |
| | エレベーターの設置 | | ○ | |
| | 車いす使用者用トイレの設置 | | ○ | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | | ○ | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | | ○ | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | | ○ | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| | 授乳室の設置 | | ○ | |
| おむつ交換のできる場所の設置 | ○ | | | |
| 車いす使用者用駐車スペースの設置 | ○ | | | |

工 教育施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|-------|-----------------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 東蒲小学校 | 出入口までの経路の段差解消 | 大田区 | ○ | |
| | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | | ○ | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | ○ | |

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------|-----------------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 蒲田小学校 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | エレベーターの設置 | | ○ | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | ○ | |
| 志茂田小学校 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | ○ | |
| 志茂田中学校 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | ○ | |
| 新宿小学校 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | 車椅子使用者用トイレの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | ○ | |
| 御園中学校 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | 車いす使用者用トイレの整備 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | ○ | |

オ スポーツ施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|----------|---------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 大田区総合体育館 | トイレの表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |

カ 商業施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|-----------------|---------------------|----------------------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 東急プラザ蒲田 | 筆談対応の表示の設置 | 東急不動産 SC マネジメント 株式会社 | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | | ○ |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| グランデュオ蒲田（東館・西館） | 筆談対応の表示の設置 | ジェイアール東日本商業開発株式会社 | ○ | |
| 東武ストア 東矢口店 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 株式会社 東武ストア | ○ | |
| ライフ京急蒲田駅前店 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 株式会社 ライフコーポレーション | ○ | |
| | 主要な通路の幅員の確保 | | ○ | |
| ウイングキッチン京急蒲田 | インターフォンの案内の設置 | 株式会社 京急ストア | ○ | |
| | トイレの案内の改善 | | ○ | |
| | 障がい者用駐車施設のサインの設置 | | ○ | |

キ 宿泊施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| レッドルーフィン蒲田／羽田東京 | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | 蒲田・ホテル・オペレーションズ株式会社 | | ○ |
| チサンホテル蒲田 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | ソラーレホテルズアンドリゾーツ株式会社 | ○ | |
| 東急ステイ蒲田 | 筆談対応の表示の設置 | 東急リゾート & ステイ株式会社 | ○ | |
| | トイレに異性介助のための衝立の設置 | | ○ | |
| ホテルルートイン東京蒲田-あやめ橋- | 筆談用具の準備とその表示の設置 | ルートインジャパン株式会社 | ○ | |
| アパホテル〈京急蒲田駅前〉 | インターフォンの案内の設置 | アパホテル株式会社 | ○ | |
| ホテルオリエンタルエクスプレス東京蒲田 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 合同会社蒲田ホテルマネジメント | ○ | |

(5) 教育啓発特定事業

| 対 象 | 事業内容 | 事業主体 | 事業開始時期 |
|-----|-------------------|------------------------------|--------|
| 利用者 | 接遇教育の実施 | 大田区、各事業者 | 順次実施 |
| | 学校連携教育事業の実施 | 大田区、NPO 法人大身連、大田区手をつなぐ育成会 | 順次実施 |
| | バリアフリーに関する啓発活動の実施 | 大田区、学校法人片柳学園 | 順次実施 |

(6) その他の事業

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|------------|----------------------------|---------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 京急蒲田駅入口バス停 | バス停の表示の改善 | 京浜急行バス株式会社 | ○ | |
| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 事業開始時期 | |
| 生活関連経路 | 看板や商品などの道路上へのはみだし解消 | 国土交通省、東京都、大田区 | 順次実施 | |
| | 自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施 | 大田区 | 順次実施 | |
| | 放置自転車対策の実施 | | 順次実施 | |
| 対 象 | 事業内容 | 事業主体 | 事業開始時期 | |
| 利用者 | 高齢者、障がい者等への適切な対応 | 大田区、各事業者 | 順次実施 | |
| | バリアフリー情報の提供 | | 順次実施 | |

5-2-2 今後実施すべき事項

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|------------|----------------------------|-------------|
| JR 蒲田駅 | ローカウンターの設置 | 東日本旅客鉄道株式会社 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| 東急蒲田駅 | ローカウンターの設置 | 東急電鉄株式会社 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | ホームドアの設置 | |
| 蓮沼駅 | ローカウンターの設置 | 東急電鉄株式会社 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | ホームドアの設置 | |
| 京急蒲田駅 | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | 京浜急行電鉄株式会社 |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | ホームドアの設置 | |
| 梅屋敷駅 | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | 京浜急行電鉄株式会社 |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| 京急蒲田駅入口バス停 | 上屋の設置 | 京浜急行バス株式会社 |
| | バスの到着予定等を音声や文字により知らせる案内の設置 | |
| | 照明の設置 | |
| 大田区役所本庁舎 | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | 大田区 |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| 蒲田地域庁舎 | トイレに大型ベッドの設置 | 大田区 |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| 蒲田西特別出張所 | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | 大田区 |
| 蒲田税務署 | トイレに大型ベッドの設置 | 国税庁東京国税局 |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 大田都税事務所 | 階段の段鼻の視認性の改善 | 東京都 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| 蒲田警察署 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 警視庁 |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 大田区シルバー人材センター | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 公益社団法人 大田区シルバー 人材センター |
| | 車いす使用者用トイレの設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| 蒲田郵便局 | 音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 | 日本郵便株式会社 |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 横浜銀行 蒲田支店 | エレベーターの設置 | 株式会社横浜銀行 |
| りそな銀行 蒲田支店 | 階段の段鼻の視認性の改善 | 株式会社りそな銀行 |
| きらぼし銀行蒲田・西六郷支店 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 株式会社 きらぼし銀行 |
| | エレベーターの設置 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|---------------------|-----------------------------|----------|
| 芝信用金庫 蒲田支店 | 案内板の設置 | 芝信用金庫 |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | |
| | 音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 | |
| 蒲田駅前郵便局 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 日本郵便株式会社 |
| | 出入口の幅員の確保 | |
| | ローカウンターの設置 | |
| | 案内板の設置 | |
| | 音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 | |
| 大田東矢口三郵便局 | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | 日本郵便株式会社 |
| | 案内板の設置 | |
| 大田区社会福祉センター | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | |
| 東蒲田老人 いこいの家 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 |
| | 出入口の幅員の確保 | |
| | エレベーターの設置 | |
| | 車いす使用者用トイレの設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|--------------|-----------------------------|------------------|
| 志茂田福祉センター | 出入口に音による案内の設置 | 大田区 |
| | カウンターの改善 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | 車いす使用者用駐車スペースの確保 | |
| 地域包括支援センター蒲田 | 案内板の設置 | 大田区 |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 若葉眼科病院 | 案内板の設置 | 医療法人社団善春会 |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| 東京蒲田病院 | トイレに大型ベッドの設置 | 医療法人社団 森と海 東京 |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| 牧田総合病院 | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | 社会医療法人財団 仁医会 |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| 区民ホール・アプリコ | 階段の段鼻の視認性の改善 | 大田区 |
| | 消費者生活センター | |
| 蒲田駅前図書館 | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | 大田区 |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|-----------|-----------------------------|------|
| 蒲田図書館 | エレベーターの籠の大きさの改善 | 大田区 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| 北蒲広場 | 門扉の改善 | 大田区 |
| | 道路から出入口までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | |
| | 案内板に点字を設置 | |
| | 階段の手すりの両側設置 | |
| | トイレの位置を示す点字や音声による案内の設置 | |
| | 車いす利用者用トイレに自動ドアを設置 | |
| | 車いす利用者用トイレのペーパーホルダーを両側に設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレの大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| 新蒲田区民活動施設 | 音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 | 大田区 |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| 東蒲小学校 | 自動ドアの設置 | 大田区 |
| | エレベーターの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| 蒲田小学校 | 自動ドアの設置 | 大田区 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|---------------------|---------------------|------|
| 志茂田小学校 | バリアフリールートを表示の設置 | 大田区 |
| | 自動ドアの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 志茂田中学校 | 自動ドアの設置 | 大田区 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| | 新宿小学校 | |
| エレベーターの設置 | | |
| トイレに大型ベッドの設置 | | |
| トイレにベビーベッドの設置 | | |
| トイレにベビーチェアの設置 | | |
| トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | |
| 授乳のできる場所の確保 | | |
| おむつ交換のできる場所の設置 | | |
| 御園中学校 | 自動ドアの設置 | 大田区 |
| | エレベーターの設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 大田区総合 体育館 | トイレに大型ベッドの設置 | 大田区 |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 車いす使用者用トイレのドアの自動化 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| ニッセイアロマ プラザ | 階段の段鼻の視認性の改善 | アロマスクエア 株式会社 |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| 東急プラザ蒲田 | 道路から案内所等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 東急不動産 SC マネジメント 株式会社 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| グランデュオ蒲 田（東館・西館） | 道路から案内所等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | ジェイアール東日本 商業開発株式会社 |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| 東武ストア 東矢口店 | 道路から案内所等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 株式会社東武ストア |
| | 案内板の設置 | |
| | ローカウンターの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| ライフ京急蒲田 駅前店 | 出入口から案内所等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | 株式会社ライフ コーポレーション |
| | ローカウンターの設置 | |
| | レジの通路の案内の設置 | |
| | トイレの案内の設置 | |
| ウィングキッチン 京急蒲田 | エレベーターを案内するサインの改善 | 株式会社京急ストア |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| レッドルーフィン 蒲田／羽田東 京 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 蒲田・ホテル・ オペレーションズ 株式会社 |
| | ローカウンターの設置 | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | |
| | 車いす使用者用トイレの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | 客室内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | バリアフリー対応の客室の整備 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| チサンホテル 蒲田 | バリアフリールートを表示の設置 | ソラーレホテルズ アンドリゾーツ 株式会社 |
| | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | |
| | 車いす使用者用トイレの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 客室内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| 東急ステイ 蒲田 | バリアフリー対応の客室の整備 | 東急リゾーツ& ステイ株式会社 |
| | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | |
| | ローカウンターの設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| ホテルルートイ ン東京蒲田 -あやめ橋- | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | ルートインジャパン 株式会社 |
| | 客室内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 道路から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | |
| | ローカウンターの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| アパホテル〈京 急蒲田駅前〉 | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | アパホテル 株式会社 |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 客室内に非常時を知らせるランプの設置 | |
| | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | |
| | ローカウンターの設置 | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | |
| | エレベーター内の緊急時の文字による情報提供 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| ホテルオリエン タルエクスプレ ス東京蒲田 | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | 合同会社蒲田ホテル マネジメント |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 客室内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 道路から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | |

5-3 大森駅周辺地区における特定事業等

5-3-1 特定事業・その他の事業

(1) 公共交通特定事業

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------|-----------------|-------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| JR 大森駅 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 東日本旅客鉄道株式会社 | ○ | |

(2) 交通安全特定事業

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------|-------------------------------|----------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 生活関連経路 | バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式等）の整備 | 東京都公安委員会 | 順次実施 | |
| | エスコートゾーンの整備 | | 必要に応じ実施 | |
| | 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化 | | 順次実施 | |
| | 違法駐車車両の指導取締り等 | | 順次実施 | |

(3) 建築物特定事業

ア 公共・公益施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|-------------|-----------------------------|----------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 入新井特別出張所 | 音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 | 大田区 | ○ | |
| ハローワーク大森 | 筆談対応の表示の設置 | 厚生労働省 東京労働局 | ○ | |
| | 音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 | | ○ | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの改善 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| 大森郵便局 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 日本郵便株式会社 | ○ | |
| 大田山王郵便局 | 筆談対応の表示の設置 | 日本郵便株式会社 | ○ | |
| 城南信用金庫入新井支店 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 城南信用金庫 | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |

イ 福祉・医療施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|----------------|------------------|-----------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 入新井老人 いこいの家 | ローカウンターの設置 | 大田区 | ○ | |
| | 施設内の案内の設置 | | ○ | |
| | 筆談対応の表示の設置 | | ○ | |
| 山王高齢者 センター | 案内板の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 筆談対応の表示の設置 | | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |
| 大森山王病院 | 車いす使用者用駐車スペースの設置 | 医療法人財団 中島記念会 | ○ | |

ウ 文化・教養施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------------------------|---------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 入新井図書館 | 筆談対応の表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| 男女平等推進 センター エセナおおた | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| 山王会館 | 階段の段鼻の視認性の改善 | 大田区 | ○ | |
| 山王草堂記念館 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |

エ 教育施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|-------|-----------------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 山王小学校 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 受付に呼び出し用ベルの設置 | | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | 昇降口に椅子の設置 | | ○ | |
| | スロープの位置を案内するサインの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | ○ | |

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------------------|-----------------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 入新井第一 小学校 | 出入口までの経路の段差解消 | 大田区 | ○ | |
| | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | | ○ | |
| | 出入口の幅員の確保 | | ○ | |
| | ローカウンターを設置 | | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |
| | エレベーターの設置 | | ○ | |
| | 車いす使用者用トイレの設置 | | ○ | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 車いす使用者用駐車スペースの設置 | | ○ | |
| 避難所としての利用を考慮した段差解消 | ○ | | | |

オ 商業施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------|---------------|-------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| アトレ大森店 | 筆談対応の表示の設置 | 株式会社 アトレ | ○ | |
| | 車いす使用者用トイレの設置 | | ○ | |
| | 授乳室の設置 | | ○ | |

(4) 教育啓発特定事業

| 対 象 | 事業内容 | 事業主体 | 事業開始時期 |
|-----|-------------------|------------------------------|--------|
| 利用者 | 接遇教育の実施 | 大田区、各事業者 | 順次実施 |
| | 学校連携教育事業の実施 | 大田区、NPO 法人大身連、大田区手をつなぐ育成会 | 順次実施 |
| | バリアフリーに関する啓発活動の実施 | 大田区 | 順次実施 |

(5) その他の事業

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|-----------------|----------------------------|-----------------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| ホテルマイステイズプレミア大森 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント | | ○ |
| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 事業開始時期 | |
| 生活関連経路 | 看板や商品などの道路上へのはみだし解消 | 東京都、大田区 | 順次実施 | |
| | 自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施 | 大田区 | 順次実施 | |
| | 放置自転車対策の実施 | | 順次実施 | |
| 対 象 | 事業内容 | 事業主体 | 事業開始時期 | |
| 利用者 | 高齢者、障がい者等への適切な応対 | 大田区、各事業者 | 順次実施 | |
| | バリアフリー情報の提供 | | 順次実施 | |

5-3-2 今後実施すべき事項

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|--------------|-----------------------------|----------------|
| JR 大森駅 | ローカウンターの設置 | 東日本旅客鉄道株式会社 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 複数のバリアフリールートの確保 | |
| 大森駅（山王口）バス停 | 上屋とベンチの設置 | 東急バス株式会社 |
| 大森駅（降車専用）バス停 | 上屋の設置 | |
| 入新井特別出張所 | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | 大田区 |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| ハローワーク大森 | ローカウンターの設置 | 厚生労働省 東京労働局 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| 大森郵便局 | ローカウンターの設置 | 日本郵便株式会社 |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビージェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 大田山王郵便局 | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | 日本郵便株式会社 |
| | 出入口の幅員の確保 | |
| | ローカウンターの設置 | |
| | 案内板の設置 | |
| | エレベーターの設置 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|-----------------|-----------------------------|-----------|
| みずほ銀行 大森支店 | 歩道から出入口までの舗装の改善 | 株式会社みずほ銀行 |
| | グレーチングの改善 | |
| | 案内板の改善 | |
| | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | |
| | 車いす使用者が見やすい高さの ATM に改善 | |
| | サインの改善 | |
| | 車いすで移動しやすい床材の改善 | |
| | 音声、文字等による呼び出しカウンターの改善 | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | |
| | エレベーターの設置 | |
| 城南信用金庫 入新井支店 | 案内板の設置 | 城南信用金庫 |
| | エレベーターの設置 | |
| 入新井老人 いこいの家 | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | 大田区 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 山王高齢者 センター | ローカウンターの設置 | 大田区 |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|----------------------|------------------------------|-----------------|
| 大森山王病院 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 医療法人財団 中島記念会 |
| | ローカウンターの設置 | |
| | 案内板の設置 | |
| | 筆談対応の表示の設置 | |
| | 音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| 入新井図書館 | 出入口から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 |
| | 案内板の設置 | |
| 入新井集会室 | 出入口から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 |
| | ローカウンターの設置 | |
| 男女平等推進センター エセナおおた | 階段の段鼻の視認性の改善 | 大田区 |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| 山王会館 | 自動ドアの設置 | 大田区 |
| | 案内板の設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 山王草堂記念館 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 |
| | 出入口にインターフォンを設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|-----------------|------------------------------|-----------------------|
| 尾崎士郎記念館 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| 山王小学校 | バリアフリールートを表示の設置 | 大田区 |
| | 自動ドアの設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 入新井第一小学校 | 自動ドアの設置 | 大田区 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| アトレ大森店 | 道路から案内所等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 株式会社アトレ |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| ホテルマイステイズプレミア大森 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 客室内に非常時を知らせるライトの設置 | |

5-4 さぼーとぴあ周辺地区における特定事業等

5-4-1 特定事業・その他の事業

(1) 道路特定事業

ア 都道

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|------|---------------------|----------------|-----------------|------------------|
| | | | 令和 9年 度まで | 令和 14年 度まで |
| 池上通り | 歩道の段差・勾配の改善 | 東京都第二 建設事務所 | ○ | |
| | 視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置 | | ○ | |
| | 歩行空間の平坦性の確保 | | ○ | |

(2) 交通安全特定事業

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------|-------------------------------|--------------|-----------------|------------------|
| | | | 令和 9年 度まで | 令和 14年 度まで |
| 生活関連経路 | バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式等）の整備 | 東京都 公安委員会 | 順次実施 | |
| | エスコートゾーンの整備 | | 必要に応じ 実施 | |
| | 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化 | | 順次実施 | |
| | 違法駐車車両の指導取締り等 | | 順次実施 | |

(3) 建築物特定事業

ア 公共・公益施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------------|---------------------|------|-----------------|------------------|
| | | | 令和 9年 度まで | 令和 14年 度まで |
| 新井宿特別 出張所 | 階段の段鼻の視認性の改善 | 大田区 | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | | ○ |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | | ○ |

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|----------------|--------------------------------|----------------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 大森地域庁舎 | 庁舎を示すサインの改善 | 大田区 | | ○ |
| | グレーチングの改善 | | ○ | |
| | 出入口の音声案内設備の改善 | | ○ | |
| | 出入口から庁舎案内までの視覚障がい者のための案内設備の改善 | | | ○ |
| | 庁舎案内の改善 | | ○ | |
| | ガードの取り付け | | | ○ |
| | 車いす使用者用トイレまでの視覚障がい者のための案内設備の設置 | | | ○ |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | 授乳室の鍵の貸出方法の改善 | | ○ | |
| | 授乳室内の設備の設置 | | | ○ |
| きらぼし銀行 大森支店 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 株式会社 きらぼし銀行 | ○ | |
| | 筆談対応の表示の設置 | | ○ | |
| | 車いす使用者用駐車スペースの確保 | | ○ | |

イ 福祉・医療施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|------------------------|------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 地域包括支援センター新井宿 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| 障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ） | フラッシュライトを示す表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| 新井宿老人いこいの家 | 案内板の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 筆談対応の表示の設置 | | ○ | |
| | 車いす使用者用トイレの改修 | | ○ | |

ウ 文化・教養施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|--------|---------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 大田文化の森 | 筆談対応の表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|-------|-----------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 新井宿会館 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |
| 龍子記念館 | 筆談用具の準備とその表示の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 階段の段鼻の視認性の改善 | | ○ | |

工 教育施設

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 実施時期 | |
|----------|-----------------------------|------|---------|----------|
| | | | 令和9年度まで | 令和14年度まで |
| 入新井第二小学校 | 出入口までの経路の段差解消 | 大田区 | | ○ |
| | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | | | ○ |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | エレベーターの設置 | | | ○ |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | | | ○ |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | | | ○ |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | | ○ |
| | トイレの洋式化 | | | ○ |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | | ○ |
| 入新井第四小学校 | 出入口までの経路の段差解消 | 大田区 | ○ | |
| | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | トイレの手すりの設置 | | ○ | |
| | 車いす使用者用トイレの設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | ○ | |
| 大森第三中学校 | 道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 | 大田区 | ○ | |
| | 筆談用具の準備とその表示の設置 | | ○ | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | | ○ | |
| | トイレの洋式化 | | ○ | |
| | 避難所としての利用を考慮した段差解消 | | ○ | |

(4) 教育啓発特定事業

| 対 象 | 事業内容 | 事業主体 | 事業開始時期 |
|-----|-------------------|------------------------------|--------|
| 利用者 | 接遇教育の実施 | 大田区、各事業者 | 順次実施 |
| | 学校連携教育事業の実施 | 大田区、NPO 法人大身連、大田区手をつなぐ育成会 | 順次実施 |
| | バリアフリーに関する啓発活動の実施 | 大田区 | 順次実施 |

(5) その他の事業

| 整備対象 | 事業内容 | 事業主体 | 事業開始時期 |
|--------|----------------------------|----------|--------|
| 生活関連経路 | 看板や商品などの道路上へのはみだし解消 | 東京都、大田区 | 順次実施 |
| | 自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施 | 大田区 | 順次実施 |
| 対 象 | 事業内容 | 事業主体 | 事業開始時期 |
| 利用者 | 高齢者、障がい者等への適切な応対 | 大田区、各事業者 | 順次実施 |
| | バリアフリー情報の提供 | | 順次実施 |

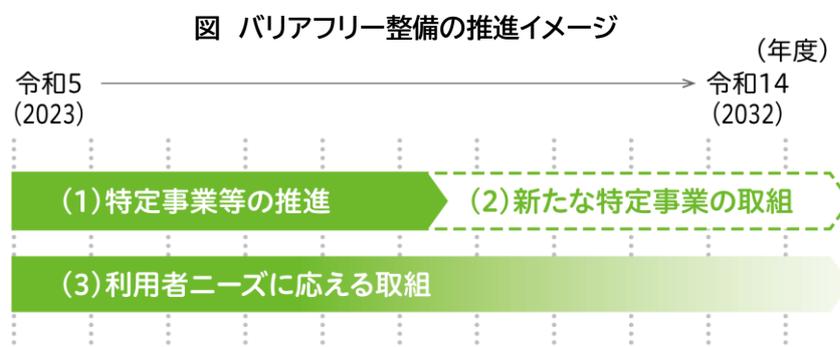
5-4-2 今後実施すべき事項

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|------------------|-----------------------------|-----------------|
| 新井宿特別出張所 | 音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 | 大田区 |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| 大森地域庁舎 | 階段の改善 | 大田区 |
| | エレベーターの籠の大きさの改善 | |
| きらぼし銀行大森支店 | 案内板の設置 | 株式会社 きらぼし銀行 |
| 新井宿老人いこいの家 | ローカウンターの設置 | 大田区 |
| | エレベーターの設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 車いす使用者用駐車スペースの確保 | | |
| 大森赤十字病院 | トイレに大型ベッドの設置 | 日本赤十字社 東京都支部 |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| 新井宿会館 | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | 大田区 |
| | 案内板の設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| おむつ交換のできる場所の設置 | | |

| 整備対象 | 今後実施すべき事項 | 事業主体 |
|----------|-----------------------------|------|
| 龍子記念館 | 出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | 大田区 |
| | トイレの大型ベッドの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | トイレに異性介助のためのカーテンの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | 車いす使用者用駐車スペースの確保 | |
| 入新井第二小学校 | 自動ドアの設置 | 大田区 |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーカーチェアの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 入新井第四小学校 | 自動ドアの設置 | 大田区 |
| | エレベーターの設置 | |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーカーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |
| 大森第三中学校 | 自動ドアの設置 | 大田区 |
| | トイレにオストメイト用汚物流しの設置 | |
| | トイレに大型ベッドの設置 | |
| | トイレにベビーベッドの設置 | |
| | トイレにベビーカーチェアの設置 | |
| | トイレ内に非常時を知らせるライトの設置 | |
| | 授乳のできる場所の確保 | |
| | おむつ交換のできる場所の設置 | |

第6章 本構想の推進に向けて

街なかのバリアフリー化を計画的・効果的に行なっていくために、以下に「バリアフリー整備の推進イメージ」を示し、大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランを推進していきます。



(1) 特定事業等の推進

① 特定事業・その他の事業

「特定事業・その他の事業」は、事業主体が特定事業計画を作成し、この計画的に、事業を実施します。

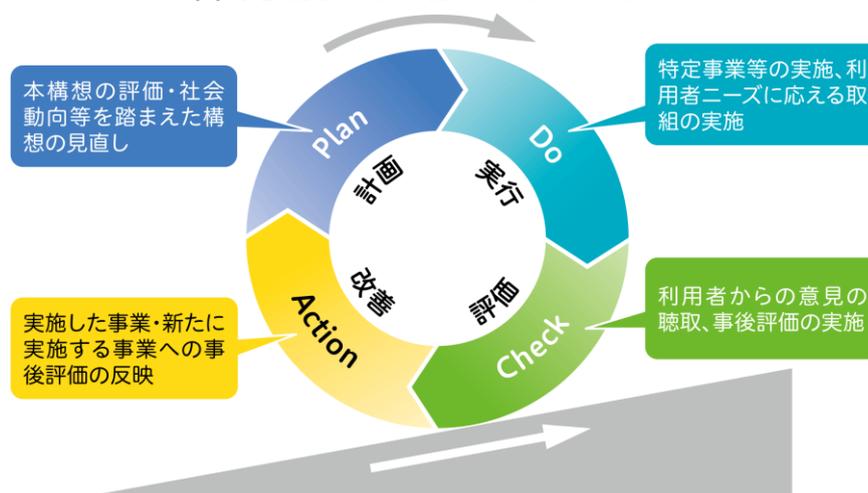
② 今後実施すべき事項

「今後実施すべき事項」は、各事業者に対し啓発を行い、改善の取組を促し、連携体制を構築することで、ハード整備等の実施に繋げていきます。

(2) 新たな特定事業の取組

「特定事業・その他の事業」を一度実施しただけでは、街なかのバリアフリー化が完了したとは言えず、時代背景や利用者ニーズ等を考慮した継続的な取組が必要となります。よって、各事業者はPDCAサイクルに基づき、新たな課題やニーズを抽出し、さらなる特定事業の取組を推進することが求められます。

図 PDCAサイクルとスパイラルアップ



(3) 利用者ニーズに応える取組の実施

「特定事業・その他の事業」の実施に関わらず、障害のある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁（※）を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合には、差別に当たります。

本構想では、各事業者が「特定事業・その他の事業」を実施するのみではなく、「利用者ニーズに応える取組」を並行して行うことで施設等の利便性・安全性の向上を図るとともに、ハードソフト両輪によるバリアフリー整備が推進されることとなります。

次ページ（P72）に、利用者ニーズに応える取組例を示します。

なお、取組例については、あくまで一例であり、区民部会での検討を踏まえた内容です。

※ 社会的障壁：障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。

図 利用者ニーズに応える取組例

【ローカウンターの設置】

⇒車いす等に座ったまま、ひざの上で書類を記入できる簡易型記帳台を貸し出す。



【案内板の設置】

⇒簡易案内図を作成し、配布する。



【異性介助のためのカーテンの設置】

⇒視線を遮ることができる衝立等を貸し出す。



【大型ベッドやベビーベッド、授乳やおむつ交換できる場所の設置】

⇒空き会議室等のスペースを貸し出し、貸出についての表示を設置する。



(4) 事業の進捗管理

本構想の実効性を高め、効果的なバリアフリー化を推進していくため、協議会において、事業内容や実施スケジュール等を把握し、適切な進捗管理を行います。

また、区は、ホームページや広報紙等を活用し、事業の進捗状況や実施された事業等を広く区民へ周知します。さらに、各事業者が利用者を対象に行うバリアフリー情報の提供を支援します。

(5) 事後評価の実施

事業の実施により、利用者の安全性、利便性、快適性がどれくらい向上したかを把握することが必要です。そのため、高齢者、障がい者等の参加による整備後の現地確認やヒアリング等を行い、利用者からの意見を集め、事業の評価を実施します。

また、評価結果をもとに、新たな課題の抽出や整備内容の見直し等を行うことにより、事業の質の向上を図ります。

(6) 構想の見直し

バリアフリー法第25条の2には、バリアフリー基本構想を作成した場合は、概ね5年ごとに、重点整備地区における事業の実施状況についての調査、分析及び評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想を変更するものとされています。

また、今後、高齢化のさらなる進展や、高齢者、障がい者等の社会参加の機会が増加することにより、バリアフリー化に対する要求がますます高まっていくことが予想されます。一方、高齢者、障がい者等の移動を支援するシステムの開発など、バリアフリーに関する技術開発も進められています。

そのため、協議会において、概ね5年ごとに本構想の評価を行い、その結果とバリアフリーに関する社会動向等を踏まえ、「段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）」を図り、必要に応じて本構想の見直しを行います。

(7) バリアフリー基本構想“すいすい”プランの推進

(1) から (6) の内容を以下の図に示します。

図 バリアフリー基本構想“すいすい”プランの推進

